

毎週火、金曜日発行（但休日）に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の
規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十三年十一月七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 渡辺 捨男

目次

- ◇ 告示 肥料の生産登録
私立各種学校設置の認可
米子市及び西伯郡日吉津村の小学の区域の
変更
- ◇ 正誤 昭和三十三年十一月四日選管告示第五十九
号中訂正

登録番号	肥料の名称	保証成分 (パーセント)	生産業者 住所氏名
------	-------	-----------------	--------------

鳥取県
第二八九号
中山梨一号
複合肥料

窒素全量
内アンモニア性窒素
りん酸全量
内水溶性加里

四五五二五
四・五・五
九五--〇五

西伯郡中山町
下甲二九〇

下中山農業協同組合
組合理事
前野 茂樹

〃
第二九〇号
中山梨二号
複合肥料

窒素全量
内アンモニア性窒素
りん酸全量
内水溶性加里

三三八一五
三・三・八
四九三〇一

七 米子市二本木字角田八六九番の内、八七〇番の一の内、八七〇番の二、八七一番の内及び米子市二本木字土器田の式九一四番の内、九一五番の内、九一六番の内、九一七番の内及び米子市二本木字八橋田八九七番の内及び米子市二本木字七郎兵衛開の参一、〇四六番の内、一、〇四七番並びにこれに伴う道路水路等の国有地の全部を米子市二本木字長田に変更

八 米子市二本木字八橋田八八七番の一の内、八八七番の二の内、八八七番の三、八八八番の内、八八九番、八九〇番、八九一番の内、八九四番の内、八九五番、八九六番、八九七番の内及び米子市二本木字角田八七一番の内八七二番の内及び米子市二本木字心斎坪の式八七三番の内、八七七番の内及び米子市二本木字長田八九八番の一の内、九一二番の内、九一三番の二の内及び米子市二本木字土器田の式九一六番の一の内、九一六番の二の内、九一八番の一の内、並びにこれに伴う道路水路等の国有地の全部の区域をもつて米子市二本木字八橋田の貳を設ける。

九 米子市二本木字八橋田八八三番の一の内、八八三番の二、八八三番の三、八八四番、八八五番の一、八八五番の二、八八六番、八八七番の二の内、八八八番の内、八九一番の内、八九二番の内、八九四番の内及び米子市二本木字土器田の壱九二二番の内、九二二番の内、九二三番の内、九二四番の内並びにこれに伴う道路水路等の国有地の全部の区域をもつて米子市二本木字八橋田の壱を設ける。

一〇 米子市二本木字土器田の壱九四〇番の内九四一番の内、九四二番の内、九四三番の内、九四四番、九四五番の内及び米子市二本木字八橋田八八七番の一の内並びにこれに伴う道路水路等の国有地の全部を米子市二本木字土器田の式に変更

一一 米子市二本木字八橋田を廃止する。

一二 米子市二本木字土器田の式九二〇番の内及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を米子市二本木字土器田の壱に変更

一三 米子市二本木字七郎兵衛開ノ参一、〇四六番の内

及びこれに伴う国有地の道路を米子市二本木字土器田中島に変更

一四 米子市二本木字土器田中島、九四八番、九四九番、九五〇番、九五二番の一、九五二番の二、九五二番の四、九五二番の五、九五二番の六及び米子市二本木字七郎兵衛開の参一、〇三四番の一、一、〇三四番内第一、一、〇三五番の一、一、〇三五番の二、一、〇三五番の三、一、〇三五番の四、一、〇三六番の一、一、〇三六番の二、一、〇三七番の一、一、〇三七番の二、一、〇三八番の一の内、一、〇三八番の二の内、一、〇三九番の一の内、一、〇四二番の内、一、〇四三番、一、〇四四番の二の内、一、〇四四番の三の内、一、〇四五番の二、一、〇四五番の三の内並びにこれに伴う水路を米子市二本木字七郎兵衛開の式に変更

一五 米子市二本木字七郎兵衛開の式一、〇二五番の四の内及び米子市二本木字七郎兵衛開の参一、〇三八番の二の内、一、〇三九番の一の内、一、〇三九番の三、一、〇四〇番の二、一、〇四一番、一、〇四二番の内、

一、〇四四番の二の内、一、〇四四番の三の内及び米子市二本木字海川一、〇五一番の二、一、〇五二番、一、〇五三番の一、一、〇五三番の三の内、一、〇五四番の二の内、一、〇五四番の三及び米子市二本木字下海川一、〇七七番の二の内、一、〇八一番の二、一、〇八一番の三の内、一、〇八二番の一、一、〇八二番の三の内、一、〇八三番の一、一、〇八三番の四の内、一、〇八三番の五、一、〇八三番の六、一、〇八四番及び米子市二本木字古市場一、〇八五番、一、〇八六番の二、一、〇八六番の三及び米子市二本木字後池一、一三四番の一の内、一、一三四番の四の内、一、一三五番の一、一、一三五番の二、一、一三六番の一、一、一三六番の二、一、一三七番、一、一三八番の内、一、一三九番の内、一、一四二番の内、一、一四三番、一、一四四番の内、一、一四四番の三の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を米子市二本木字浜田に変更

一六 米子市二本木字七郎兵衛開の参一、〇四四番の一、

一、〇四四番の三の内、一、〇四五番の一、一、〇四五番の三の内、一、〇四八番、一、〇四九番及びこれに伴う水路を米子市二本木字海川に変更
 一七 米子市二本木字海川一、〇五一番の一の内、一、〇五一番の三の内、一、〇五三番の二、一、〇五三番の三の内、一、〇五四番の一の内、一、〇五四番の二の内、一、〇五五番の一の内、一、〇五五番の二の内及び米子市二本木字後池一、一四四番の二、一、一四四番の三の内並びにこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を米子市二本木字下海川に変更
 一八 日吉津村大字日吉津字東後池の巻一、〇三一番の一、一、〇三二番、一、〇三三番の一、一、〇三四番、一、〇三五番の一、一、〇三六番、一、〇三七番、一、〇三八番、一、〇三九番、一、〇四〇番、一、〇四一番、一、〇四二番の一、一、〇四二番の二の内、一、〇四三番の一、一、〇四三番の二の内及び日吉津村大字日吉津字西後池の巻一、〇一一番の二、一、〇一一番の二及び日吉津村大字日吉津字西後池の式一、〇二九番

の二、一、〇三〇番の三及び日吉津村大字日吉津字東後池の式一、〇四四番の一、一、〇四四番の三の内、一、〇四五番の二の内並びにこれに伴う道路、水路等の国有地の全部の区域をもつて日吉津村字東後池を設ける。
 一九 日吉津村大字日吉津字東後池の式一、〇四四番の二、一、〇四四番の三の内、一、〇四五番の一、一、〇四五番の二の内、一、〇四六番、一、〇四七番、一、〇四八番、一、〇四九番、一、〇五〇番、一、〇五一番の一、一、〇五一番の三の内、一、〇五一番の四の内、一、〇五二番の二、一、〇五二番の三の内、一、〇五三番の三、一、〇五三番の四の内及び日吉津村大字日吉津字治右衛門開の巻一、〇六五番の二、一、〇六六番の一、一、〇六七番の一及び日吉津村大字日吉津字西後池の参一、〇九一番の一、一、〇九二番の一、一、〇九二番の二、一、〇九三番の二、一、〇九三番の三番の二、一、〇九四番、一、〇九五番、一、〇九六番、一、〇九七番の一、一、一〇〇番の二、一、一〇〇番

〇番の三並びにこれに伴う道路、水路等の国有地の全部の区域をもつて日吉津村大字日吉津字西後池を設ける。

- 二〇 日吉津村大字日吉津字東後池の式一、〇五一番の二、一、〇五一番の三の内、一、〇五一番の四の内、一、〇五二番の一、一、〇五二番の三の内、一、〇五三番の一、一、〇五三番の二、一、〇五三番の四の内、一、〇五四番及び日吉津村大字日吉津字割山開の巻一、六七三番及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を日吉津村大字日吉津字稗田に変更
- 二一 日吉津村大字日吉津字東後池の式を廃止する。

正 誤

昭和三十三年十一月四日選管告示第五十九号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

- | | | | | |
|---|---|---|-------|-------|
| 3 | 頁 | 行 | 誤 | 正 |
| | | | | |
| 3 | | 2 | 名和小学校 | 名和中学校 |